

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、西村池地区土地改良事業共同施行が土地改良事業（非補助土地改良事業（ため池改修事業）西村池地区）を行うことについて平成30年10月24日適当と決定した。

その関係書類を綾川町経済課において平成30年11月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年11月2日

香川県知事 浜 田 恵 造